第４章　サービス量の見込みと確保の方策

１　指定障がい福祉サービス

（１）訪問系サービス

見込み方：平成 26 年４月～９月分までの利用実績をもとに平成 26 年度見込み量を算出しました。さらに、平成 25 年度実績と平成 26 年度見込み量の比較から求めた伸び率を毎年度の伸び率と仮定して、平成 29 年度まで算出しました。なお、同行援護については、視覚障がい者で移動支援事業利用者が１名いるため、今後の利用を見込んで１人としました。

① 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

サービス内容

◆ 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが障がいのある人等の居宅を訪問して、入浴、排せつ 及び 食事等の介護や調理、洗濯 及び 掃除等の家事 並びに 生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる支援を行います。

◆ 重度訪問介護

重度の肢体不自由 又は 重度の知的障がいもしくは精神障がいのある人で、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ 及び 食事等の介護や調理、洗濯 及び 掃除等の家事 並びに 生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

◆ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行 及び 時に同行し必要となる排せつや食事等の介護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。

◆ 行動援護

知的障がい 又は 精神障がいにより行動に著しい困難があり常時介護を要する人が行動する際に、危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排せつや食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

◆ 重度障害者等包括支援

障がいの程度が重く意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護を要する人 並びに 知的障がい 又は 精神障がいにより行動に著しい困難がある人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用延べ時間（時間）	見込値	690	745	790
		実績値	455	382	394
		実施率	*65.9%*	*51.3%*	*49.9%*
	利用実人数（人）	見込値	52	57	62
		実績値	33	36	32
		実施率	*63.5%*	*63.2%*	*51.6%*

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用延べ時間（時間）	528	598	668
	利用実人数（人）	38	42	46

第２期から第４期までの推移

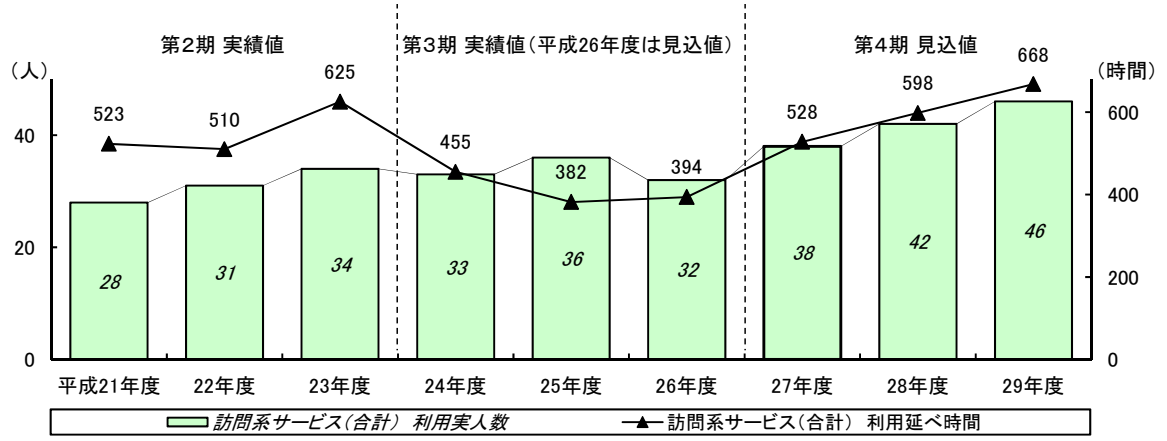

訪問系サービスの必要な見込み量確保のための方策

（１）障がいのある人 及び 当事者団体に対して、訪問系サービス内容や事業所に関する情報提供の充実を図り、訪問系サービスの利用促進に努めます。

（２）基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障がい者や重度の障がい者に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスのみの提供事業所の障がい福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。

（３）県で実施されるホームヘルパー研修等の情報提供を積極的に行います。また、基幹相談支援センターと連携して障がい理解の研修会等を実施し、障がい種別ごとのニーズに対応したより質の高いサービスが提供できるように図ります。

（４）困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや事業者が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めます。

（５）基幹相談支援センターを軸として相談支援事業所と連携し、サービス利用の希望者へ障がいの程度に応じた必要な訪問系サービス提供を図ります。

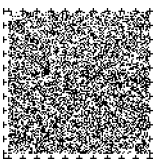

（２）日中活動系サービス

見込み方：平成 26 年４月～９月分までの利用実績をもとに平成 26 年度見込み量を算出しました。さらに、平成 25 年度実績と平成 26 年度見込み量の比較から求めた伸び率を毎年度の伸び率と仮定して、平成 29 年度まで算出しました。

① 生活介護

サービス内容

障害支援区分が一定以上の常時介護を要する障がいのある人が、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ 及び 食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を受けるサービスです。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
生活介護	利用延べ日数（日）	見込値	780	860	940
		実績値	897	1,071	1,113
		実施率	*115.0%*	*124.5%*	*118.4%*
	利用実人数（人）	見込値	39	43	47
		実績値	53	51	53
		実施率	*135.9%*	*118.6%*	*112.8%*

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	利用延べ日数（日）	1,155	1,197	1,239
	利用実人数（人）	55	57	59

第２期から第４期までの推移

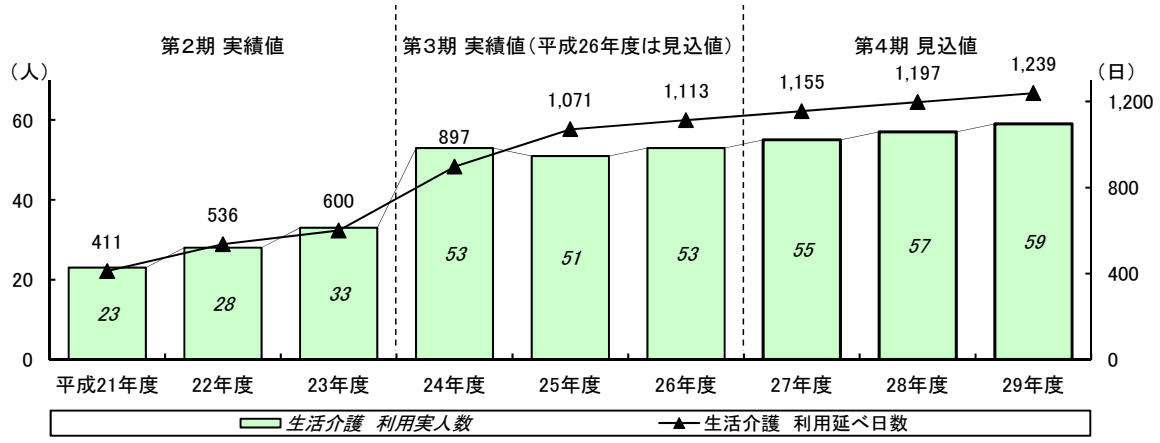

② 自立訓練（機能訓練）

サービス内容

医療機関を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスです。利用期限が１年６か月と定められています。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
自立訓練（機能訓練）	利用延べ日数（日）	見込値	20	20	20
		実績値	0	20	21
		実施率	*0.0%*	*100.0%*	*105.0%*
	利用実人数（人）	見込値	1	1	1
		実績値	0	1	1
		実施率	*0.0%*	*100.0%*	*100.0%*

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（機能訓練）	利用延べ日数（日）	21	21	21
	利用実人数（人）	1	1	1

第２期から第４期までの推移

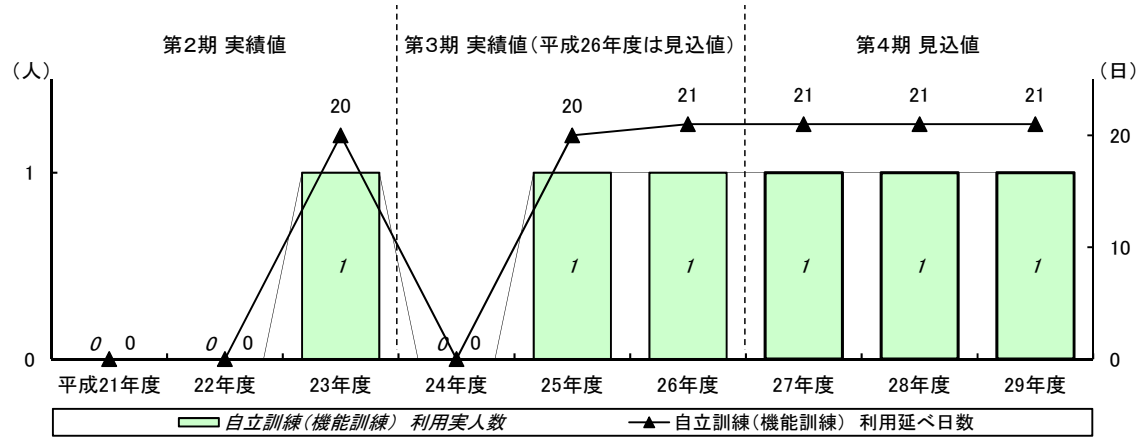

③ 自立訓練（生活訓練）

サービス内容

医療機関や施設を退院・退所した人や特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人や精神障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持･向上等のための訓練を受ける事業です。利用期限が２年間、長期間入院者等は３年間と定められています。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
自立訓練（生活訓練）	利用延べ日数（日）	見込値	32	40	48
		実績値	20	68	84
		実施率	*62.5%*	*170.0%*	*175.0%*
	利用実人数（人）	見込値	4	5	6
		実績値	2	4	4
		実施率	*50.0%*	*80.0%*	*66.7%*

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（生活訓練）	利用延べ日数（日）	84	84	84
	利用実人数（人）	4	4	4

第２期から第４期までの推移

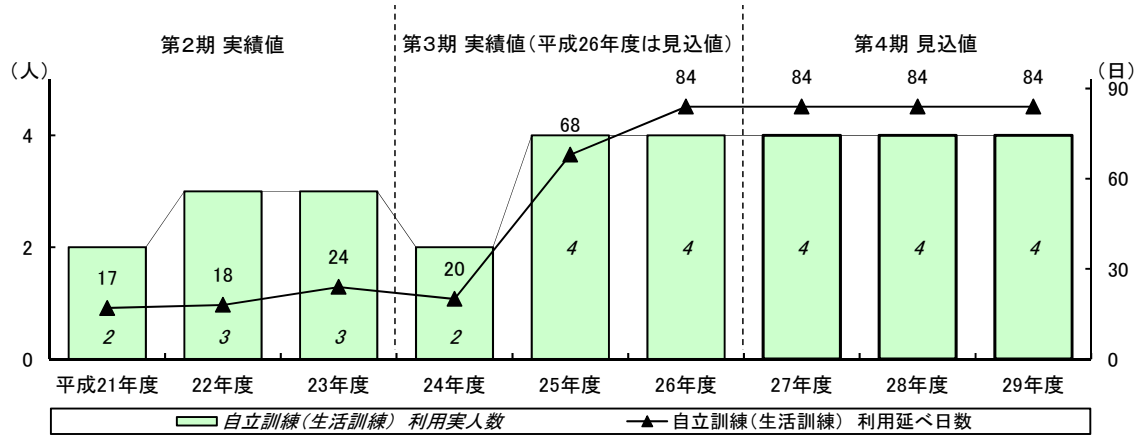

④ 就労移行支援

サービス内容

就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識 及び 能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は２年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は３年間 又は ５年間です。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
就労移行支援	利用延べ日数（日）	見込値	60	75	90
		実績値	145	170	105
		実施率	*241.7%*	*226.7%*	*116.7%*
	利用実人数（人）	見込値	4	5	6
		実績値	8	10	7
		実施率	*200.0%*	*200.0%*	*116.7%*

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	利用延べ日数（日）	150	195	240
	利用実人数（人）	10	13	16

第２期から第４期までの推移

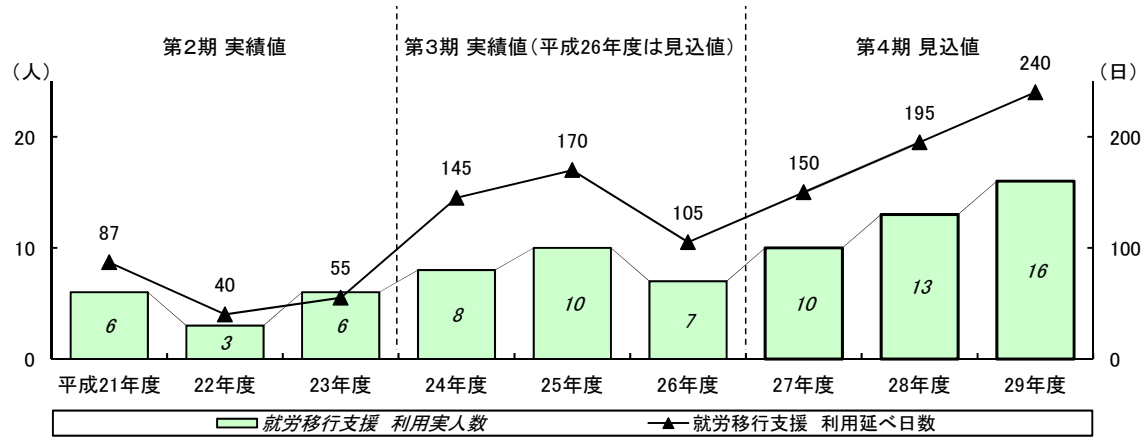

⑤ 就労継続支援（Ａ型）

サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識 及び 能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
就労継続支援（Ａ型）	利用延べ日数（日）	見込値	20	20	20
		実績値	1	108	209
		実施率	*5.0%*	*540.0%*	*1045.0%*
	利用実人数（人）	見込値	1	1	1
		実績値	1	8	11
		実施率	*100.0%*	*800.0%*	*1100.0%*

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（Ａ型）	利用延べ日数（日）	228	247	266
	利用実人数（人）	12	13	14

第２期から第４期までの推移

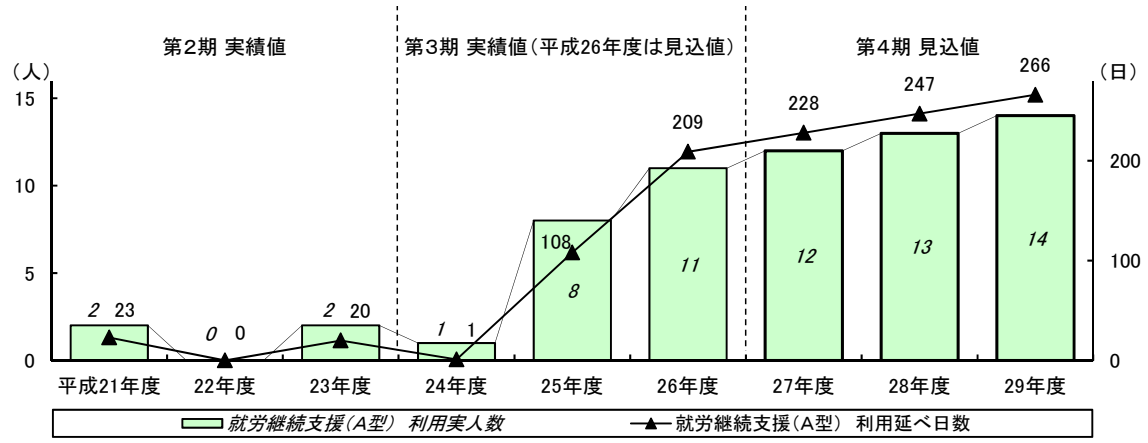

⑥ 就労継続支援（Ｂ型）

サービス内容

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識 及び 能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
就労継続支援（Ｂ型）	利用延べ日数（日）	見込値	428	448	468
		実績値	664	738	760
		実施率	*155.1%*	*164.7%*	*162.4%*
	利用実人数（人）	見込値	28	31	34
		実績値	37	41	40
		実施率	*132.1%*	*132.3%*	*117.6%*

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（Ｂ型）	利用延べ日数（日）	798	836	874
	利用実人数（人）	42	44	46

第２期から第４期までの推移

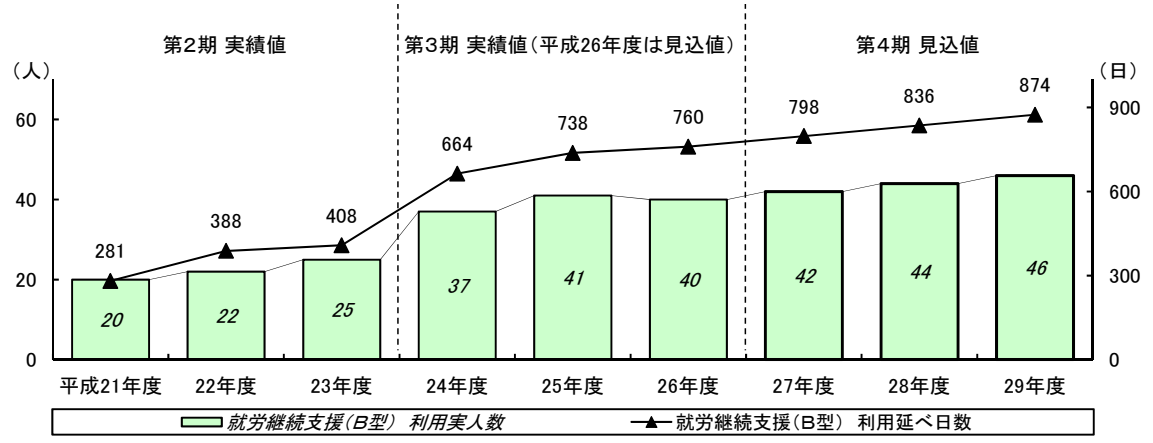

⑦ 療養介護

サービス内容

医療を要する障がいがあり常時介護を要する人に、主として昼間に医療機関等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理による介護 及び 日常生活の世話等を行うサービスです。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
療養介護	利用延べ日数（日）	見込値	―	―	―
		実績値	124	155	155
		実施率	―	―	―
	利用実人数（人）	見込値	6	6	6
		実績値	4	5	5
		実施率	*66.7%*	*83.3%*	*83.3%*

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	利用延べ日数（日）	155	155	155
	利用実人数（人）	5	5	5

第２期から第４期までの推移

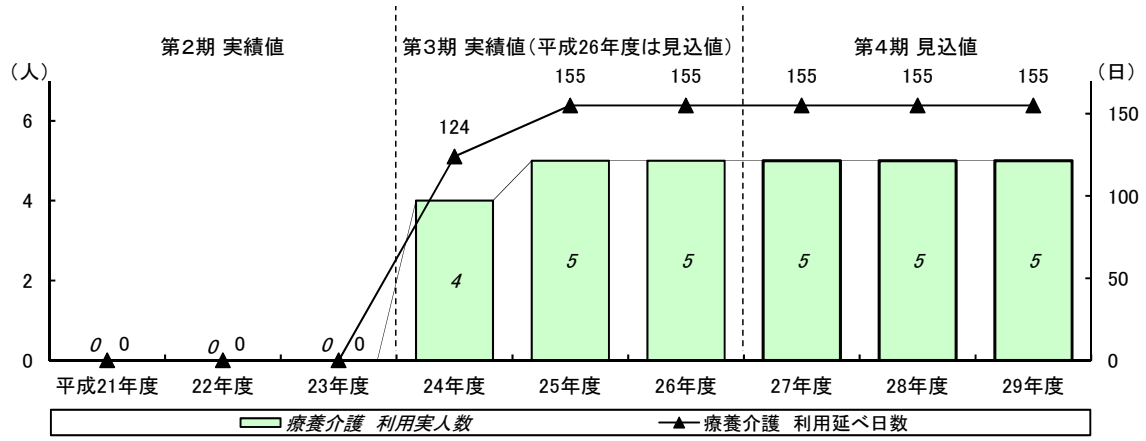

⑧ 短期入所（ショートステイ）

サービス内容

障がいのある人が、居宅において介護を行う人の疾病 及び その他の理由等で介護が受けられない場合、施設に短期間入所して入浴、排せつ 及び 食事の介護等を受ける事業です。障害者支援施設において実施する福祉型と、医療機関・介護老人保健施設において実施する医療型があります。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
短期入所（ショートステイ）	利用延べ日数（日）	見込値	170	190	210
		実績値	57	81	99
		実施率	*33.5%*	*42.6%*	*47.1%*
	利用実人数（人）	見込値	17	19	21
		実績値	8	9	11
		実施率	*47.1%*	*47.4%*	*52.4%*

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所（ショートステイ）	利用延べ日数（日）	117	135	153
	利用実人数（人）	13	15	17

第２期から第４期までの推移

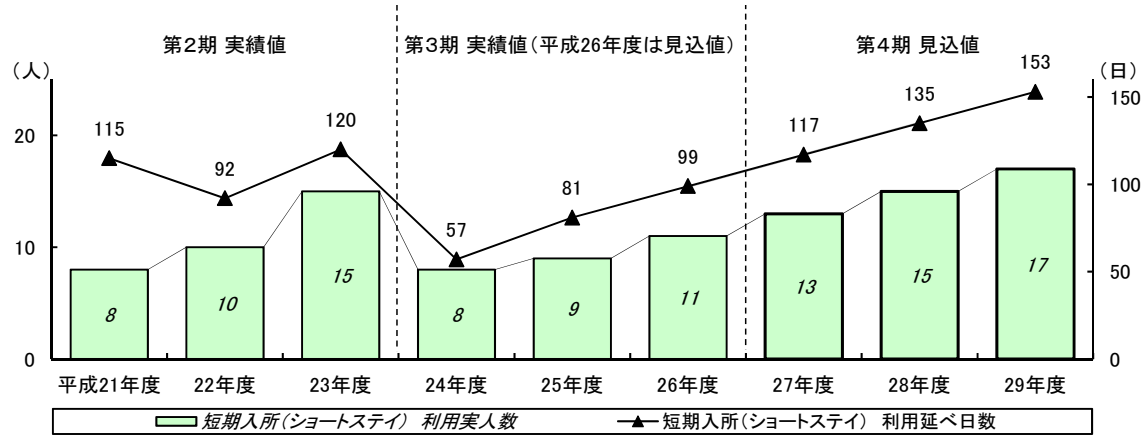

日中活動系サービスの必要な見込み量確保のための方策

（１）基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、利用者のニーズに応えられる多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。

（２）障がいのある人 及び 当事者団体に対して、日中活動系サービス内容や事業所に関する情報提供を積極的に行います。

（３）利用者のニーズを把握してサービス量の充実を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供に努めます。

（４）日中活動系サービスの一部は利用期限が定められているため、途切れることなく他のサービスによる支援ができるように努めます。

（５）特別支援学校の卒業生が、ニーズに応じたサービスを受けることができるよう、基幹相談支援センター、特別支援学校、相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関との連携を強化し、卒業生への適切なサービス提供に努めます。

（６）県、障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、就労移行支援事業者、民間企業など、就労関係団体・機関との連携をさらに強化し、自立支援協議会を中心としたネットワークの構築を進めます。

（７）就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、民間企業に対して、法定雇用率や障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置等の情報提供を行います。

（８）短期入所については、利用が困難な状況にあるため、利用者や家族のニーズに対応できるよう、サービス提供の体制づくりを進めます。

（３）居住系サービス

見込み方：平成 26 年４月～９月分までの利用実績をもとに平成 26 年度見込み量を算出しました。さらに、施設入所者のうち共同生活援助（グループホーム）への移行を希望している利用者を見込み量に含め、平成 29 年度まで算出しました。

① 共同生活援助（グループホーム）

サービス内容

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など、必要なサービスを提供します。なお、平成 26 年度より、共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
共同生活援助（グループホーム）	利用実人数（人）	見込値	7	8	9
		実績値	6	6	12
		実施率	*85.7%*	*75.0%*	*133.3%*
共同生活介護（ケアホーム）	利用実人数（人）	見込値	5	6	7
		実績値	2	2	0
		実施率	*40.0%*	*33.3%*	*0.0%*

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助（グループホーム）	利用実人数（人）	14	16	18

第２期から第４期までの推移

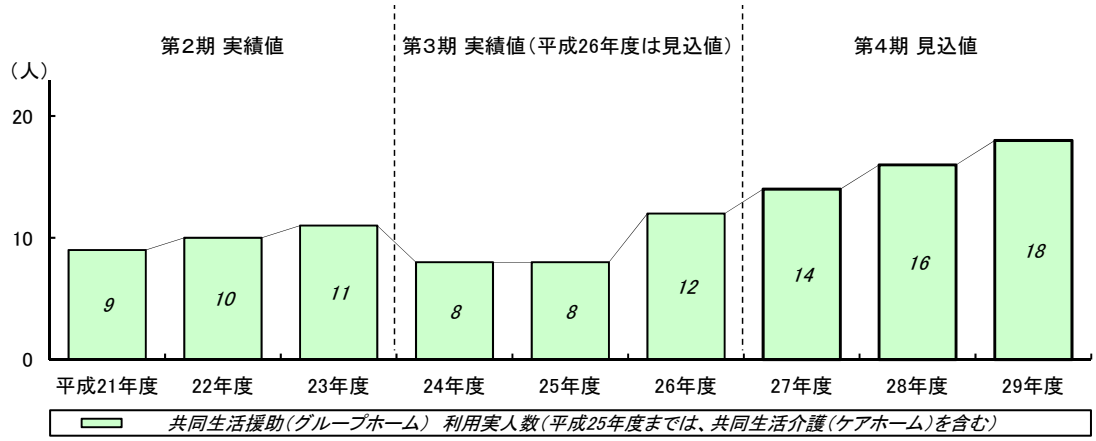

② 施設入所支援

サービス内容

施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ 及び 食事の介護等を受ける事業です。『障害者自立支援法』施行前の療護施設、更生施設、授産施設等の入所者が受ける夜間のサービスに該当します。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
施設入所支援	利用実人数（人）	見込値	18	18	18
		実績値	28	29	28
		実施率	*155.6%*	*161.1%*	*155.6%*

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	利用実人数（人）	28	28	27

第２期から第４期までの推移

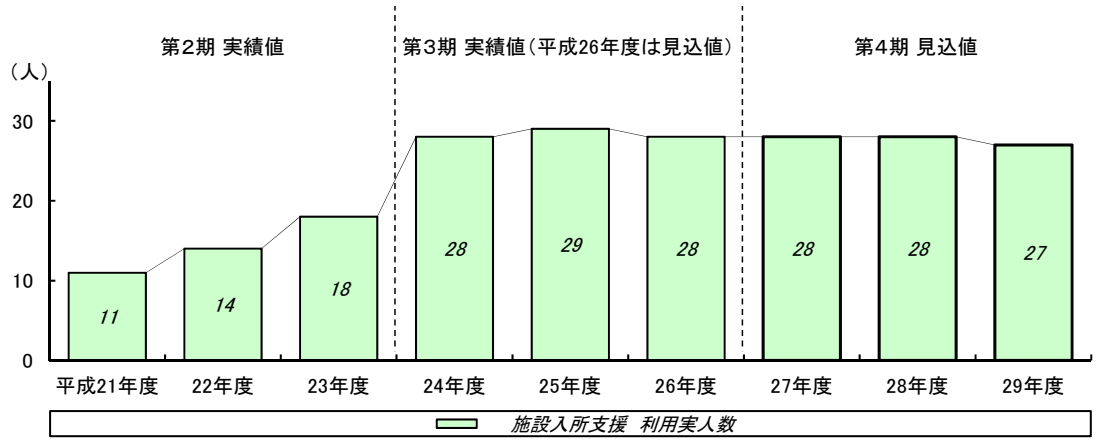

居住系サービスの必要な見込み量確保のための方策

（１）居住系サービスの施設整備は、県 及び 中北圏域の市町と協議しながら推進していきます。また、地域住民の障がい理解を促進するために啓発や周知に努めます。

（２）共同生活援助（グループホーム）については、空き物件等の既存の社会資源の活用を検討するとともに、市内あるいは近隣市町で活動するＮＰＯ法人や社会福祉法人等に広く情報提供を行い、設置について継続的に働きかけを行います。

（３）施設入所者や入院している障がい者等が円滑に地域移行するために、基幹相談支援センターや各関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。

（４）入所者の決定については、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の受け入れを今後も優先していきます。

（５）中北圏域の市町や利用者等の協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。

（４）相談支援

見込み方：平成 25 年度実績と平成 26 年度見込みの新規サービス利用者等の比較から伸び率を求めて、毎年度の伸び率と仮定して、平成 29 年度まで算出しました。

① 相談支援

サービス内容

◆ 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者 又は 障がい児の保護者を対象に、障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

◆ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人 又は 病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。

◆ 地域定着支援

自宅において、家庭の状況等により同居している家族からの支援を受けられない障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に関する相談やその他必要な支援を行います。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
計画相談支援	作成件数（件）	見込値	2	6	13
		実績値	1（1）	2（2）	29（13）
		実施率	*50.0%*	*33.3%*	*223.0%*
地域移行支援	利用実人数（人）	見込値	1	1	1
		実績値	0	1	1
		実施率	*0.0%*	*100.0%*	*100.0%*
地域定着支援	利用実人数（人）	見込値	1	4	7
		実績値	0	0	0
		実施率	*0.0%*	*0.0%*	*0.0%*

＊（　）は利用者数

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	作成件数（件）	30（14）	31（15）	33（15）
地域移行支援	利用実人数（人）	1	1	2
地域定着支援		1	1	1

＊（　）は利用者数

第２期から第４期までの推移

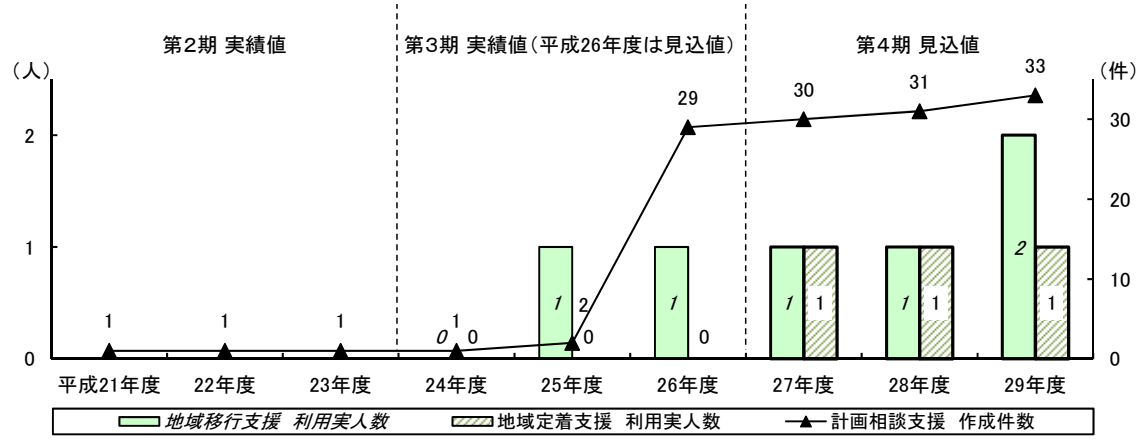

相談支援の必要な見込み量確保のための方策

（１）障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、体制の充実を働きかけます。

（２）サービス等利用計画作成のために、指定特定相談支援事業者の確保に努めます。

（３）医療機関からの退院者 及び 福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行・定着できるよう、退院者・退所者を重点的に支援します。

（４）施設入所者や入院している障がい者等が円滑に地域移行・地域定着するために、基幹相談支援センターや各関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。

２　地域生活支援事業

（１）地域生活支援事業の概要

目　的

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがあります。

費用負担

地域生活支援事業の係る費用は、国が１／２、都道府県が１／４を補助し、市町村が１／４を負担します。また、実施主体である市町村の判断で利用料（利用者の負担）を求めることができます。

見込み方：平成 25 年度実績と平成 26 年度見込みの新規サービス利用者等の比較から、平成 29 年度まで算出しました。

本市で地域生活支援事業として、実施する事業は次のとおりです。

必須事業	① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 ⑥ 意思疎通支援事業 ⑦ 日常生活用具給付等事業 ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ⑨ 移動支援事業 ⑩ 地域活動支援センター事業
任意事業	① 日中一時支援事業 ② 訪問入浴サービス事業 ③ 身体障害者更生訓練費等給付事業 ④ 身体障害者就職支度金給付事業 ⑤ 福祉ホーム入居者自立支援事業 ⑥ 身体障害者自動車運転免許取得費助成・ 身体障害者用自動車改造費助成 ⑦ 障害者情報バリアフリー化事業

（２）必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

サービス内容

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

第４期の見込み

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

事業の実施に向けた方策

（１）障がい理解促進のために、市民にわかりやすい研修会や講演会等を開催します。

（２）市の広報紙やホームページを活用し、障がい理解を深めるための啓発活動を行います。

② 自発的活動支援事業

サービス内容

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

第４期の見込み

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

事業の実施に向けた方策

（１）障がいのある人、家族、ボランティア団体等の活動を積極的に支援します。

（２）広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知を図ります。

③ 相談支援事業

サービス内容

◆障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じて、必要な情報の提言や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助・調整等の支援を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、障害者相談支援事業を効果的に実施するため、地域の障がい福祉に関するネットワークとなる地域自立支援協議会において、委託相談支援事業者の運営評価、支援の難しい事例への対応に関する協議・調整等を行います。

◆市町村相談支援機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置します。

◆住居入居等支援事業

知的障がいや精神障がいがあり保証人がいない等の理由により入居が困難な人を対象に、一般住宅（公営住宅 及び 民間の賃貸住宅）への入居に必要な調整等を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。

第４期の見込み

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住居入居等支援事業	実施の有無	検討	検討	検討

事業の実施に向けた方策

（１）基幹相談支援センターと連携し、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、必要な情報の提供 及び 障がい福祉サービスの利用支援を行います。また、障がい者団体等の協力によるピアカウンセリングの実施を進めていきます。

（２）中央市・昭和町地域自立支援協議会を中心に基幹相談支援センターや地域の関係機関と連携して、地域で障がいのある人を支えるネットワークの構築を図ります。

（３）相談支援体制の中核である基幹相談支援センターの助言や人材育成等の相談支援機能強化を進めます。また、地域の身近な相談員として期待される障がい者相談員や民生委員の育成 及び 連携強化を図ります。

（４）地域移行・地域定着を進めるため、住居入居等支援事業の実施に向けた検討を進めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

サービス内容

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び 後見人等の報酬の全部 又は 一部を助成するものです。

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
成年後見制度利用支援事業	利用延べ人数（人）	見込値	－	－	－
		実績値	0	0	0
		実施率	－	－	－

第４期の見込値

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	利用延べ人数（人）	0	1	1

第２期から第４期までの推移

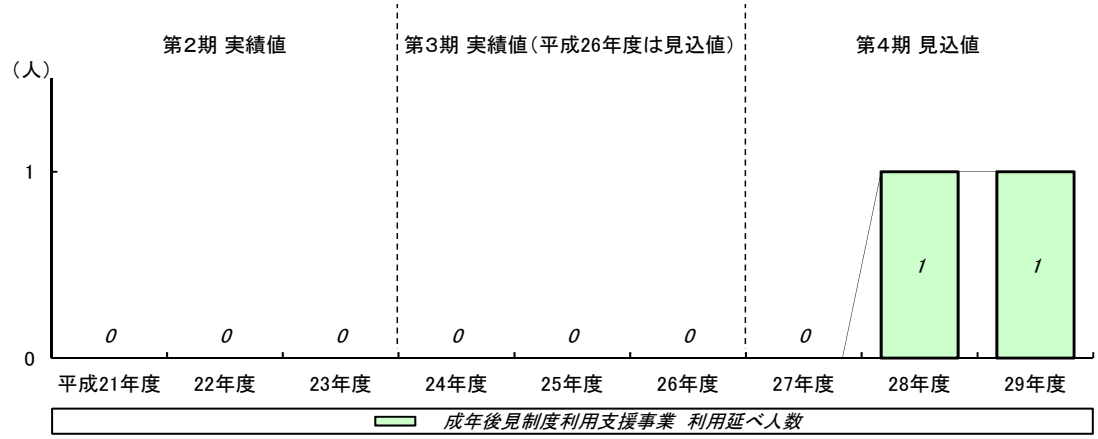

必要な見込み量確保のための方策

（１）平成 26 年度までの利用実績はありませんが、今後、福祉施設 及び 病院からの地域移行を促進する上で、ニーズの増加が見込まれるため、潜在的なニーズの把握に努めるとともに、本事業が必要とされる利用者への情報提供を行います。

（２）障がいのある人だけでなく、高齢者に対する後見支援と一体的な仕組みを整備していくことが合理的であり、地域包括支援センターや社会福祉協議会等とも連携し、制度の周知を図り、対象となる人の利用促進に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

サービス内容

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

第４期の見込み

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	調査	準備	実施

事業の実施に向けた方策

（１）平成 29 年度以降の実施に向けて、法人後見の実施可能な事業者へ働きかけを行います。

⑥ 意思疎通支援事業

サービス内容

聴覚、音声言語機能障がい等のために意思疎通を図ることに支障がある人等の意思疎通を円滑に図るために、手話通訳者 及び 要約筆記者等を、委託先の山梨県立聴覚障害者情報センターから派遣します。派遣費用は原則として無料です。

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
意思疎通支援事業	利用延べ人数（人）	見込値	135	140	145
		実績値	169	176	180
		手話通訳者	168	148	157
		要約筆記者	1	28	23
		実施率	*125. 2%*	*125. 7%*	*124. 1%*

第４期の見込値

（年当たり）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
意思疎通支援事業	利用延べ人数（人）		196	213	232
		手話通訳者	171	186	202
		要約筆記者	25	27	30

第２期から第４期までの推移

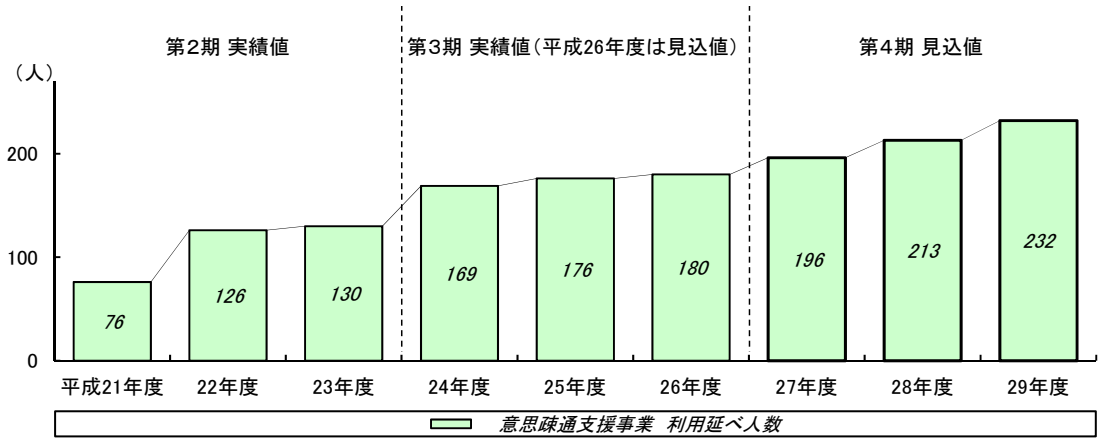

必要な見込み量確保のための方策

（１）山梨県立聴覚障害者情報センターと連携して、利用者がスムーズに派遣事業が利用できるように努めます。

（２）利用者のニーズの継続的な把握に努め、意思疎通に支援が必要な人の社会参加を支援します。

（３）手話通訳者設置事業実施に向けて検討を行います。

⑦ 日常生活用具給付等事業

サービス内容

重度の障がいのある人に対し、障がいの種類・程度に応じて、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付 又は 貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするサービスです。

◆介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具
（特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器等）

◆自立生活支援用具：入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
（入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、聴覚障がい者用屋内信号装置等）

◆在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具
（透析液加温器、ネブライザー、電機式たん吸引器、盲人用体温計等）

◆情報・意思疎通支援用具：情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具
（携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭等）

◆排せつ管理支援用具：排せつ管理を支援する用具(ストーマ装置、紙おむつ、収尿器)

◆居宅生活動作補助用具：居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
日常生活用具給付等事業	支給件数(件)	見込値	360	380	400
		実績値	307	333	390
		実施率	*85.3%*	*87.6%*	*97.5%*
	①介護・訓練支援用具		3	1	2
	②自立生活支援用具		5	4	5
	③在宅療養等支援用具		1	3	2
	④情報・意思疎通支援用具		2	2	30
	⑤排せつ管理支援用具		296	323	350
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		0	0	1

第４期の見込値

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具給付等事業	支給件数(件)	406	420	435
	①介護・訓練支援用具	2	2	2
	②自立生活支援用具	5	5	5
	③在宅療養等支援用具	2	2	2
	④情報・意思疎通支援用具	36	40	45
	⑤排せつ管理支援用具	360	370	380
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1

第２期から第４期までの推移

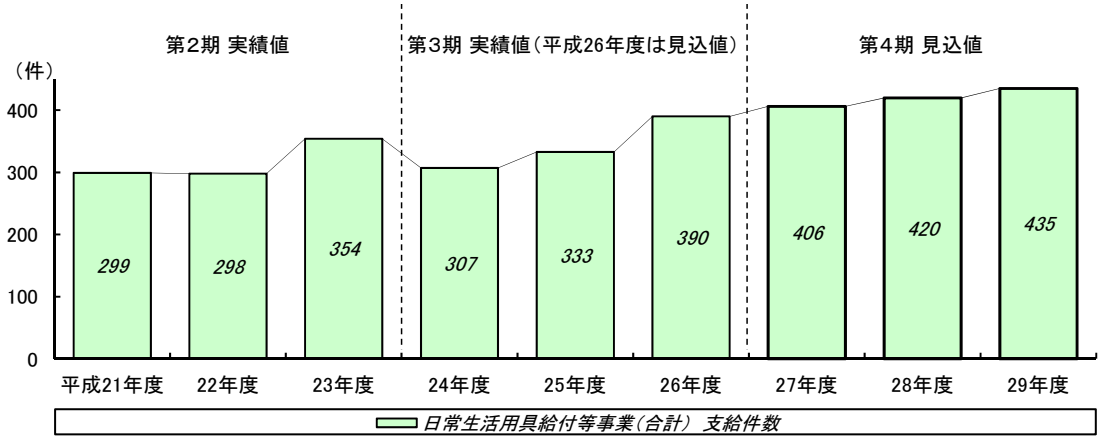

必要な見込み量確保のための方策

（１）サービスを必要としている重度の障がいのある人に、適切な用具が給付もしくは貸与できるよう、日常生活用具の情報提供の充実に努めるとともに、事業者に対しても情報提供を行います。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

サービス内容

聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得したもの）の養成研修を行います。

第４期の見込み

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員 養成研修事業	研修会回数（回）	40	40	40

事業の実施に向けた方策

（１）社会福祉協議会や聴覚障害者協会等と連携し、国が定めるカリキュラムに沿った質の高い研修会を継続して実施していきます。

⑨ 移動支援事業

サービス内容

屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活 及び 社会参加を促進します。

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
移動支援事業	実施箇所数（箇所）	見込値	7	7	7
		実績値	7	7	7
		実施率	*100.0%*	*100.0%*	*100.0%*
	利用実人数（人）	見込値	18	19	20
		実績値	17	12	20
		実施率	*94.4%*	*63.2%*	*100.0%*
	利用延べ時間（時間）	見込値	1,100	1,150	1,200
		実績値	1,207	1,057	1,200
		実施率	*109.7%*	*91.9%*	*100.0%*

第４期の見込値

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	実施箇所数（箇所）	7	8	8
	利用実人数（人）	22	24	26
	利用延べ時間（時間）	1,296	1,399	1,510

第２期から第４期までの推移

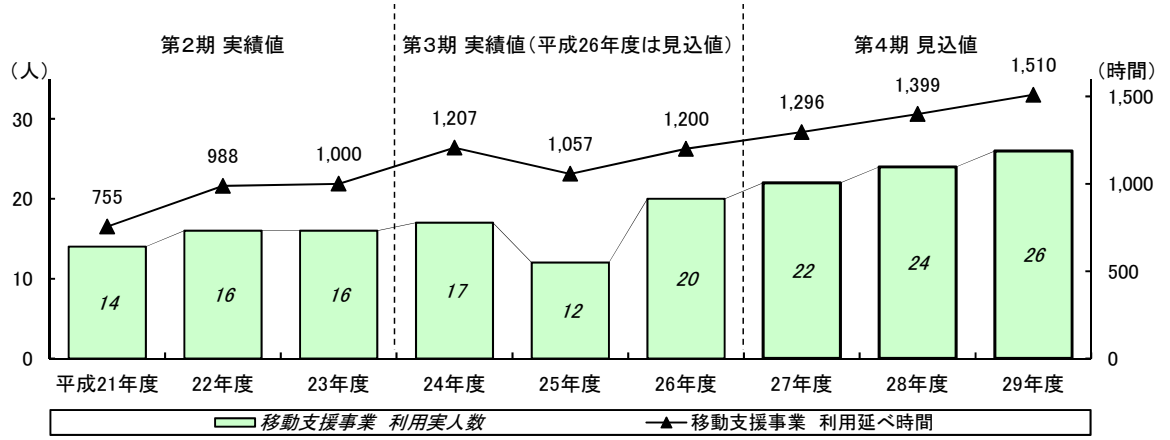

必要な見込み量確保のための方策

（１）障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知に努めます。

（２）移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障がいのある人へ適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。

（３）事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

（４）障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保 及び 資質の向上を図るように働きかけていきます。

⑩ 地域活動支援センター事業

サービス内容

障がいのある人等が地域活動支援センターに通所し、創作的活動、生産活動 及び 相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。

◆基礎的事業：通所による創作活動、機能訓練、社会適応訓練 及び 入浴等のサービスを提供して、障がいのある人の自立と社会参加を目的とした支援を行います。

◆強化事業（Ⅰ型）：専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療・福祉 及び 地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための啓発活動を実施します。

（Ⅱ型）：地域において、雇用、就労が困難な在宅の障がいのある人に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

（Ⅲ型）：障がいのある人の援護対策として、地域の障がい者団体が実施する通所による援護事業の実績が概ね５年以上あり、安定的な運営が図られている小規模作業所で法人格を取得したところで実施します。

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
地域活動支援センター事業【基礎的事業】	実施箇所数（箇所）	見込値	3	3	3
		実績値	2	2	2
		実施率	*66.7%*	*66.7%*	*66.7%*
	利用実人数（人）	見込値	10	10	10
		実績値	28	24	22
		実施率	*280.0%*	*240.0%*	*220.0%*
地域活動支援センター事業【機能強化事業】	実施箇所数（箇所）	見込値	3	3	3
		実績値	2	2	2
		実施率	*66.7%*	*66.7%*	*66.7%*
	利用実人数（人）	見込値	3	3	3
		実績値	5	5	5
		実施率	*166.7%*	*166.7%*	*166.7%*

第４期の見込値

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター事業【基礎的事業】	実施箇所数（箇所）	2	2	2
	利用実人数（人）	26	30	34
地域活動支援センター事業【機能強化事業】	実施箇所数（箇所）	2	2	2
	利用実人数（人）	6	6	7

第２期から第４期までの推移

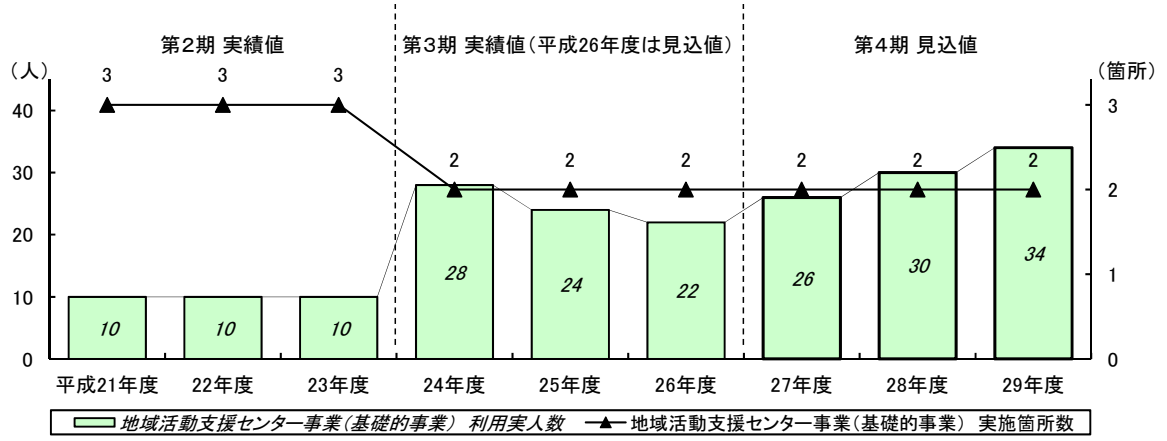

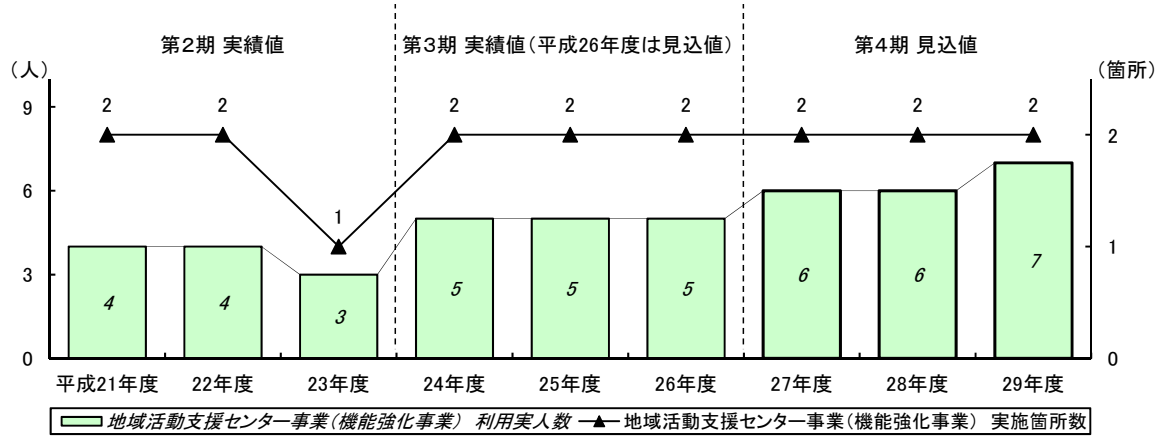

必要な見込み量確保のための方策

（１）事業の周知を図るとともに、活動の場の拡大と活動内容の充実を働きかけ、市内施設の利用を推進します。

（３）任意事業

① 日中一時支援事業

サービス内容

日中、障がい福祉サービス事業者、障害者支援施設等において、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
日中一時支援事業	実施箇所数（箇所）	見込値	13	13	13
		実績値	13	13	13
		実施率	*100.0%*	*100.0%*	*100.0%*
	利用実人数（人）	見込値	46	48	50
		実績値	35	29	33
		実施率	*76.1%*	*60.4%*	*66.0%*

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	実施箇所数（箇所）	14	14	15
	利用実人数（人）	36	39	42

第２期から第４期までの推移

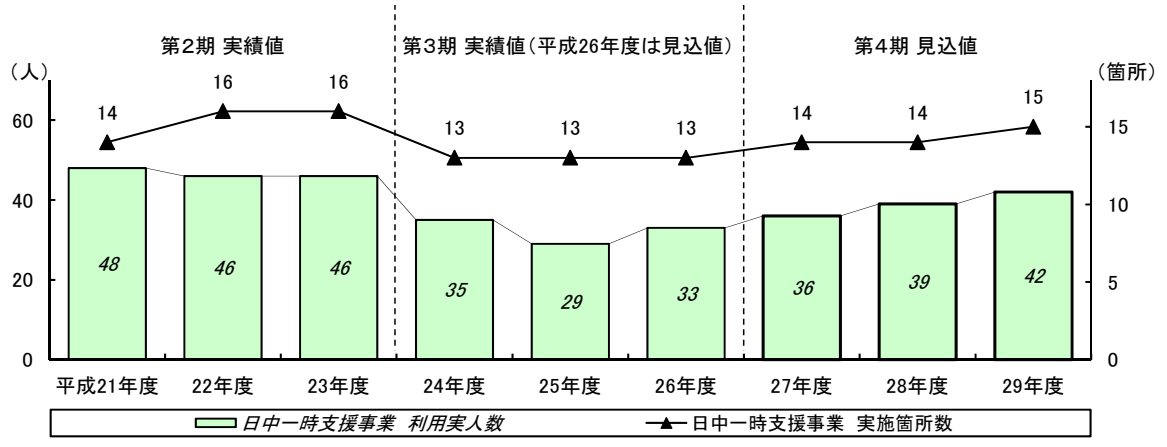

必要な見込み量確保のための方策

（１）広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知を図るとともに、利用者のニーズの把握に努め、安定した利用体制の推進を図ります。

② 訪問入浴サービス事業

サービス内容

身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護で、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的としています。なお、要介護 又は 要支援の認定を受けている場合は対象外で、事業者に対する報酬単価等は、介護保険の規定による訪問入浴サービスの単価に順じて実施します。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
訪問入浴サービス事業	利用実人数（人）	見込値	1	1	1
		実績値	1	2	2
		実施率	*100.0%*	*200.0%*	*200.0%*

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	利用実人数（人）	2	3	3

第２期から第４期までの推移

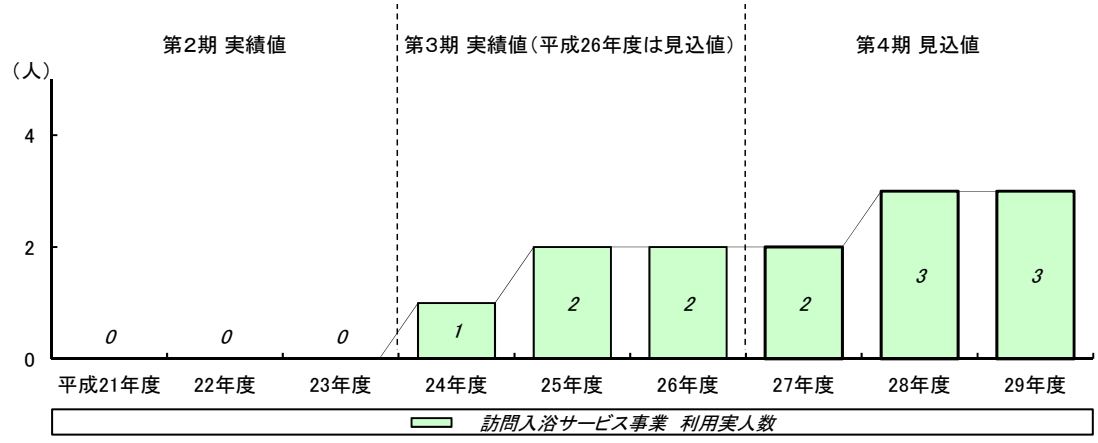

必要な見込み量確保のための方策

（１）地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問入浴サービス事業を継続実施します。

（２）広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知に努め、利用促進を図ります。

③ 身体障害者更生訓練費等給付事業

サービス内容

身体障害者更生施設等に入所している障がいのある人の社会復帰の促進を図るために、更生訓練費を支給します。

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
身体障害者更生訓練費等給付事業	利用延べ人数（人）	見込値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		実施率	*0.0%*	*0.0%*	*0.0%*

第４期の見込値

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害者更生訓練費等給付事業	利用延べ人数（人）	0	1	1

第２期から第４期までの推移

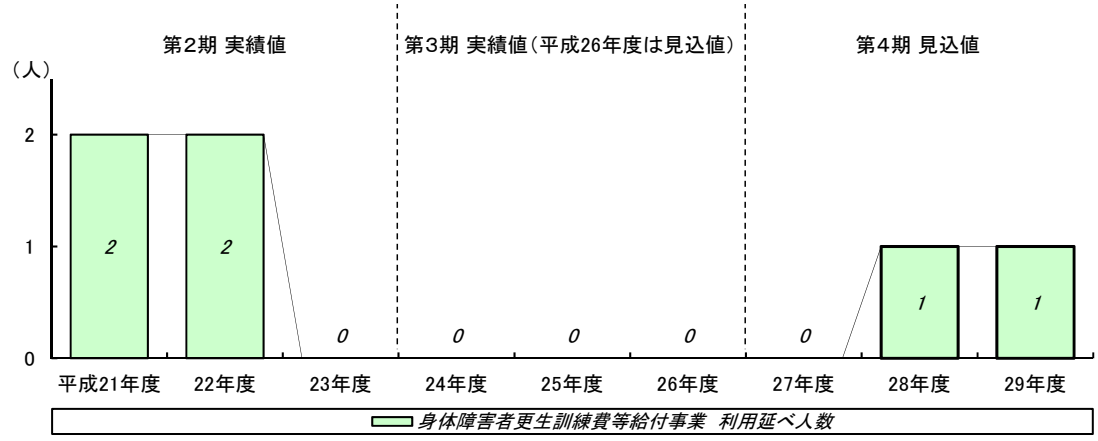

必要な見込み量確保のための方策

（１）広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知に努め、利用促進を図ります。

（２）身体障がいに限定された事業のため、今後、対象者の拡大を検討します。

④ 身体障害者就職支度金給付事業

サービス内容

更生訓練を終了し、就職 又は 自営により施設を退所することになった障がいのある人に就職支度金を給付します。

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
身体障害者就職支度金給付事業	利用延べ人数（人）	見込値	0	0	1
		実績値	0	0	0
		実施率	－	－	*0.0%*

第４期の見込値

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害者就職支度金給付事業	利用延べ人数（人）	0	1	1

第２期から第４期までの推移

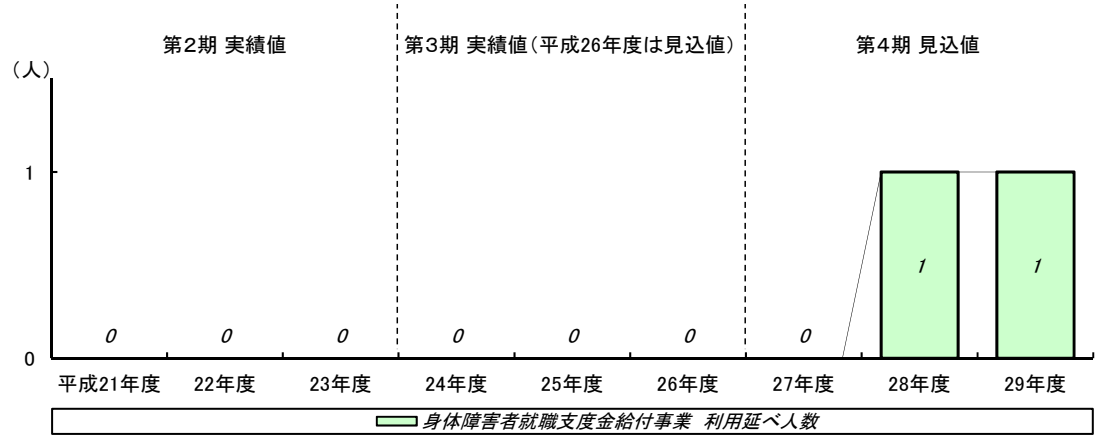

必要な見込み量確保のための方策

（１）広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知に努め、利用促進を図ります。

（２）身体障がいに限定された事業のため、今後、対象者の拡大を検討します。

⑤ 福祉ホーム入居者自立支援事業

サービス内容

福祉ホームに居住する身体障がい者で、日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度の身体障がい者に対し、ケアグループによる介助サービス等を提供することにより、重度の身体障がい者の地域社会での自立した生活を支援することを目的とします。

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
福祉ホーム入居者自立支援事業	支給件数（件）	見込値	－	－	－
		実績値	1	1	1
		実施率	－	－	－

第４期の見込値

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉ホーム入居者自立支援事業	支給件数（件）	1	1	1

第２期から第４期までの推移

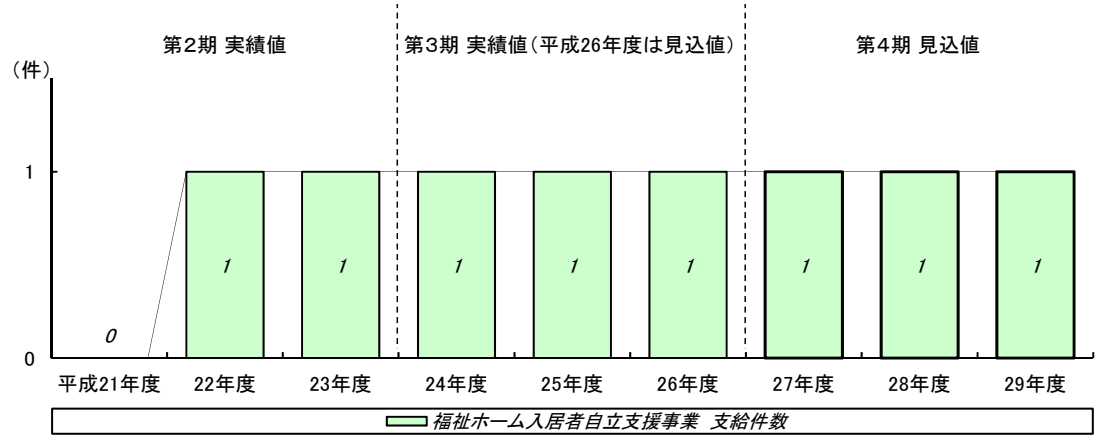

必要な見込み量確保のための方策

（１）地域移行を促進するために、福祉ホームの運営を支援します。

（２）広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知に努め、利用促進を図ります。

⑥ 身体障害者自動車運転免許取得費助成・身体障害者用自動車改造費助成

サービス内容

身体障がい者の運転免許取得 又は 所有し運転する自動車の改造に要する経費に対し、助成金を交付することにより、身体障がい者の社会参加を促進します。

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
身体障害者自動車運転免許取得費助成	支給件数（件）	見込値	―	―	―
		実績値	0	0	1
		実施率	―	―	―
身体障害者用自動車改造費助成	支給件数（件）	見込値	―	―	―
		実績値	1	2	4
		実施率	―	―	―

第４期の見込値

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害者自動車運転免許取得費助成	支給件数（件）	0	0	1
身体障害者用自動車改造費助成	支給件数（件）	2	2	2

第２期から第４期までの推移

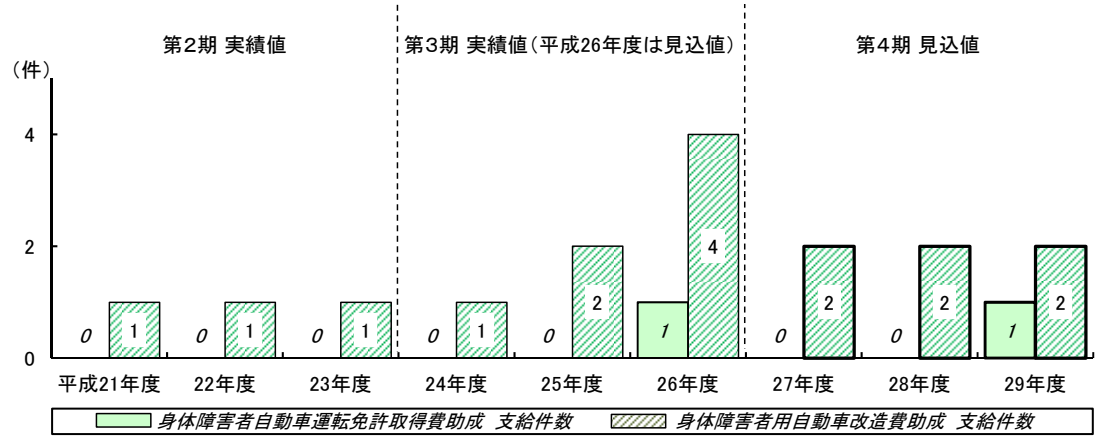

必要な見込み量確保のための方策

（１）障がいのある人の社会参加を促進するため、事業の継続を実施します。

（２）広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知に努め、利用促進を図ります。

⑦ 障害者情報バリアフリー化事業

サービス内容

視覚 又は 上肢機能障がいのある人がパソコンを使用する際に必要となる周辺機器やソフト等を購入するための費用の一部を補助します。

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
障害者情報バリアフリー化事業	支給件数（件）	見込値	0	1	1
		実績値	0	0	1
		実施率	－	*0.0%*	*100.0%*

第４期の見込値

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者情報バリアフリー化事業	支給件数（件）	0	0	1

第２期から第４期までの推移

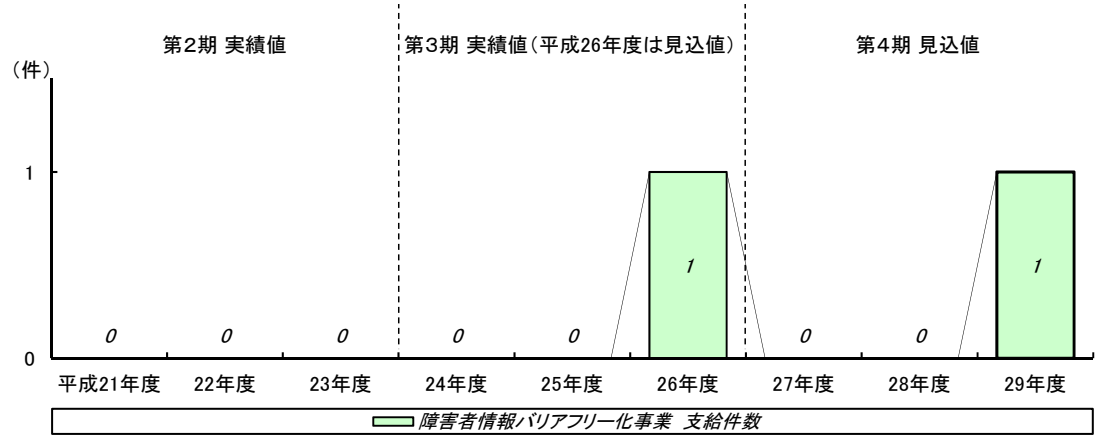

必要な見込み量確保のための方策

（１）視覚障がいや上肢機能障がいのある人の自立と社会参加促進を図るため、事業の継続を実施します。

（２）広報紙やホームページによりサービスの周知に努め、利用促進を図ります。

３　障がい児支援（障害児通所支援・障害児相談支援）

平成 23 年５月に公布された整備法により『児童福祉法』等が改正され、平成 23 年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障がい種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は【障害児通所支援（児童発達支援等)】、入所による支援は【障害児入所支援（障害児入所施設)】に一元化されました。また、18 歳以上の障害児施設利用者は、『障害者自立支援法』に基づく障がい福祉サービスにより対応することとなりました。

見込み方：平成 26 年４月～９月分までの利用実績をもとに平成 26 年度見込み量を算出しました。さらに、平成 25 年度実績と平成 26 年度見込み量の比較から求めた伸び率を毎年度の伸び率と仮定して、平成 29 年度まで算出しました。

① 児童発達支援

サービス内容

集団療育 及び 個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与 及び 集団生活への適応訓練等の支援を行います。

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
児童発達支援	利用延べ日数（日）	見込値	―	―	―
		実績値	110	150	144
		実施率	―	―	―
	利用児数（人）	見込値	―	―	―
		実績値	7	10	9
		実施率	―	―	―

第４期の見込値

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用延べ日数（日）	160	176	192
	利用児数（人）	10	11	12

第３期から第４期までの推移

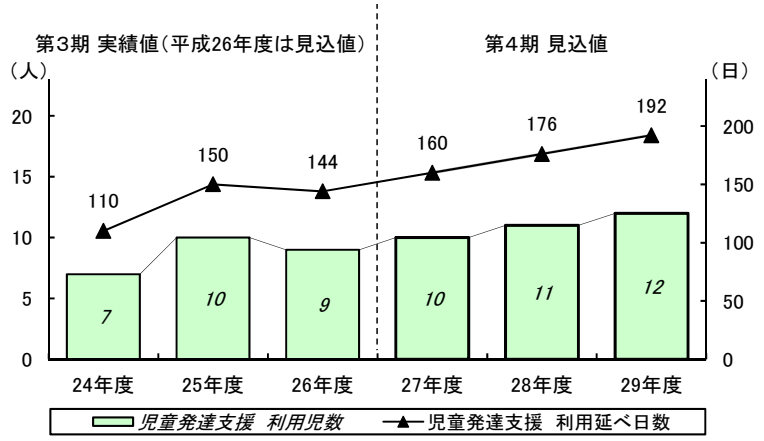

② 医療型児童発達支援

サービス内容

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練 又は 医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び 集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
医療型児童発達支援	利用延べ日数（日）	見込値	―	―	―
		実績値	11	19	22
		実施率	―	―	―
	利用児数（人）	見込値	―	―	―
		実績値	1	1	2
		実施率	―	―	―

第４期の見込値

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療型児童発達支援	利用延べ日数（日）	33	44	55
	利用児数（人）	3	4	5

第３期から第４期までの推移

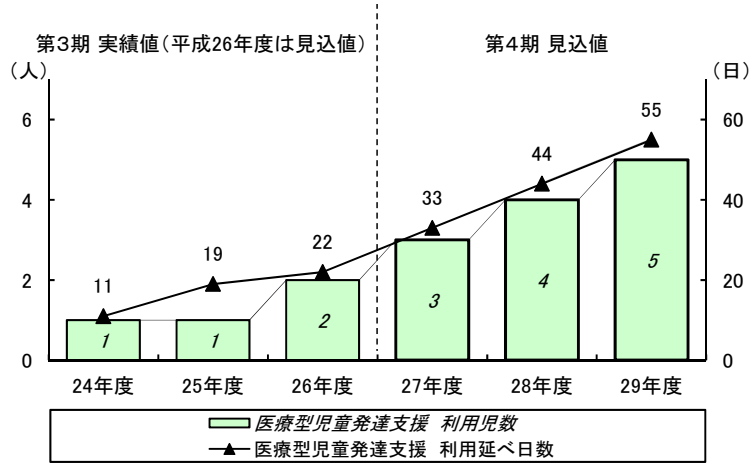

③ 放課後等デイサービス

サービス内容

学校就学中の発達に課題のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
放課後等デイサービス	利用延べ日数（日）	見込値	―	―	―
		実績値	246	200	308
		実施率	―	―	―
	利用児数（人）	見込値	―	―	―
		実績値	19	20	28
		実施率	―	―	―

第４期の見込値

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
放課後等デイサービス	利用延べ日数（日）	341	374	407
	利用児数（人）	31	34	37

第３期から第４期までの推移

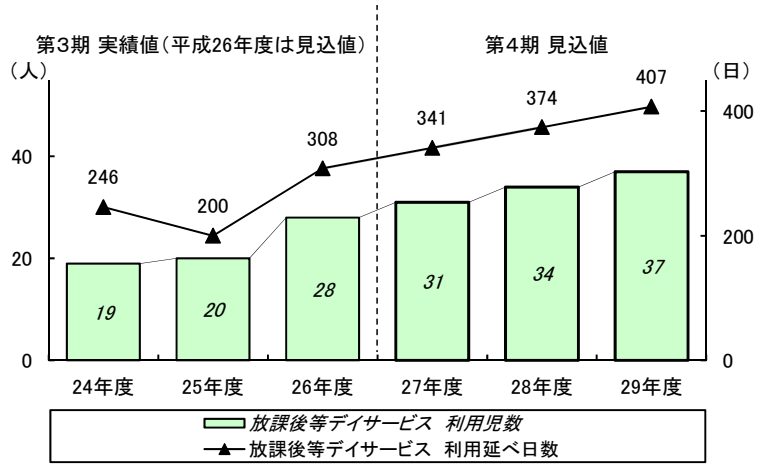

④ 保育所等訪問支援

サービス内容

発達に課題のある児童が通う幼稚園・保育所・小学校等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

第３期の実績と実施率

（年当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
保育所等訪問支援	利用延べ日数（日）	見込値	―	―	―
		実績値	1	8	10
		実施率	―	―	―
	利用児数（人）	見込値	―	―	―
		実績値	1	2	3
		実施率	―	―	―

第４期の見込値

（年当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育所等訪問支援	利用延べ日数（日）	8	10	12
	利用児数（人）	5	5	6

第３期から第４期までの推移

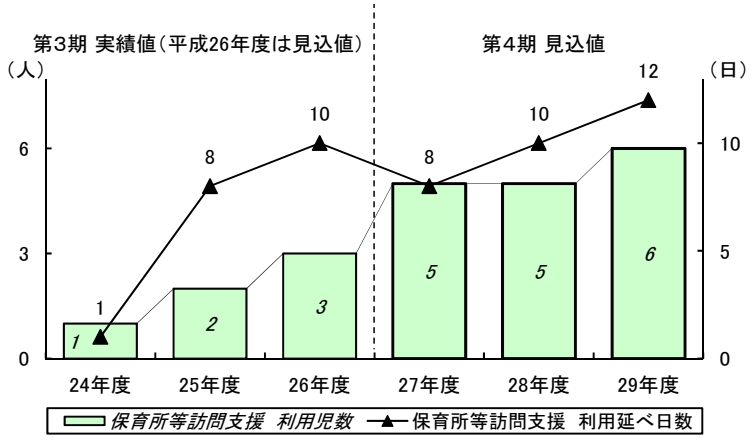

⑤ 障害児相談支援

サービス内容

障がいのある児童に対して、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童 又は その保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証 及び 計画の見直し等を行います。

第３期の実績と実施率

（月当たり）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込値）
障害児相談支援	作成件数（件）	見込値	―	―	―
		実績値	0	1（1）	12（4）
		実施率	―	―	―

＊（　）は利用者数

第４期の見込値

（月当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	作成件数（件）	12（4）	12（4）	13（5）

＊（　）は利用者数

第３期から第４期までの推移

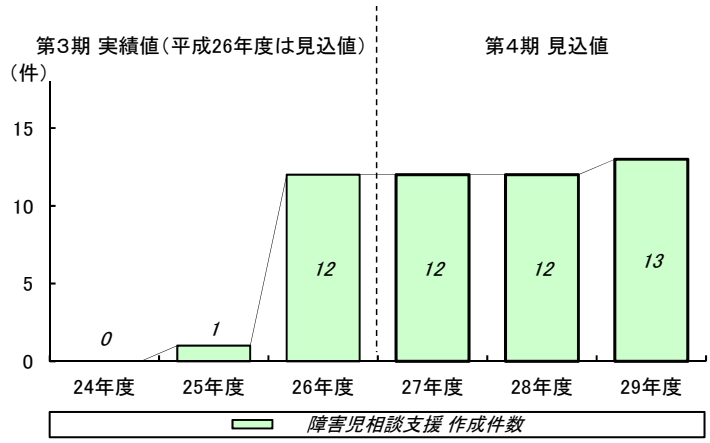

障害児通所支援サービスの必要な見込み量確保のための方策

（１）健康推進課、子育て支援課、教育委員会等と連携して、地域で生活する障がい児やその家族に対して継続的支援を行います。

（２）基幹相談支援センターや各事業所と連携を図り、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、円滑な実施に向けたサービスの質の向上や人材育成の体制確保に努めます。

（３）個々の状況やニーズに応じた療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、情報提供を行います。